

1 級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

- (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度
知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度）を基準とする。
- (2) 試験科目及びその範囲
表1の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目
表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 係争対応 (2) 他社権利クリアランス
2 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 実施・利用許諾契約 (2) 権利譲渡契約 (3) 委託・共同研究契約 (4) その他の関連契約
3 エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 侵害の判定 (2) 侵害警告 (3) 侵害訴訟 (4) 模倣品・海賊版排除
4 資金調達	権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 証券化 (2) 信託 (3) その他の資金調達（証券化、信託を除く）
5 価値評価	権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 定量評価（価格算出を含む） (2) 定性評価 (3) 権利の税務上の取り扱い
6 関係法規	関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 民法（総則、担保権、債権） (2) 民事訴訟法 (3) 不正競争防止法 (4) 独占禁止法 (5) 関税法 (6) T R I P S 協定
7 コンテンツ専門業務 コンテンツ開発戦略 コンテンツ創造支援 コンテンツ保護 コンテンツ関係法規	コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) コンテンツ企画（プロモーション、実施体制等） (2) コンテンツ活用 コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 権利処理が必要なコンテンツの抽出・判別 (2) 権利者の確定（裁定制度を含む） コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 文化庁等への申請 (2) 著作権等管理事業者への申請 (3) 諸外国への申請 コンテンツ関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 著作権法 (2) 著作権等管理事業法 (3) プロバイダ責任制限法 (4) ベルヌ条約 (5) 万国著作権条約 (6) WIPO 著作権条約

	<p>(7) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の著作権関係法規 (8) 商標法 (9) 意匠法 (10) その他の著作権関係法規及び関係条約（電子商取引等に関する準則等を含む）</p>
<p>実 技 試 験</p>	
<p>コンテンツ専門業務 コンテンツ開発戦略</p>	<p>コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) コンテンツ企画（プロモーション、実施体制等） (2) コンテンツ活用</p>
<p>リスクマネジメント</p>	<p>リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 係争対応（コンテンツに関するもの） (2) 他社権利クリアランス (3) 社内コンプライアンス</p>
<p>コンテンツ創造支援</p>	<p>コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 権利処理が必要なコンテンツの抽出 (2) 権利者の確定（裁定制度を含む）</p>
<p>コンテンツ保護</p>	<p>コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 文化庁等への申請 (2) 著作権等管理事業者への申請 (3) 諸外国への申請</p>
<p>契約</p>	<p>I 契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 著作権利用許諾契約 (2) 著作権譲渡契約 (3) 出版権設定契約 (4) その他の著作権・著作隣接権関連契約（制作委託契約、出演契約、専属実演家契約、原盤譲渡契約・原盤供給契約、ソフトウェア開発委託契約、共同研究契約等）</p> <p>II 権利処理に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 著作権の権利処理 (2) 著作隣接権の権利処理 (3) 肖像権・パブリシティ権の権利処理 (4) その他の関連する権利（商品化権等）処理</p>
<p>エンフォースメント</p>	<p>著作権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 著作権侵害の判定 (2) 著作権の侵害警告 (3) 国内著作権侵害訴訟 (4) 外国著作権侵害訴訟 (5) 海賊版排除</p>
<p>資金調達</p>	<p>著作権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 証券化 (2) 信託 (3) その他の資金調達（証券化、信託を除く）</p>
<p>価値評価</p>	<p>著作権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 定量評価（価格算出を含む） (2) 定性評価 (3) 著作権の税務上の取り扱い</p>